

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、当社顧客サポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

松井証券 顧客サポート
電話番号 0120-953-006（フリーコール）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

株価指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、株価指数先物・オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買(買方の場合は転売、売方の場合は買戻し)を行うことで、契約を解消することも可能です。
- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利(コールオプション)または売る権利(プットオプション)を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買を行うことも可能です。
- 株価指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、株価指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値(特別清算数値(金融商品取引所が定める特別な指数または数値(SQ値ともいいます。以下同じ。))の差額を受払いすることで、株価指数オプション取引では、権利行使価格と最終清算数値(SQ値)の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
- 株価指数先物取引および株価指数オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、差入れた証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

株価指数先物・オプション取引を行うにあたっては、別紙「手数料などの諸費用について」に記載の料率、額および方法により手数料をいただきます。

- ・ 手数料は別途徴収いたします(約定代金には含まれません)。

証拠金について

- ・ 株価指数先物取引および株価指数オプション取引(売建て)を行うにあたっては、別紙「証拠金、代用有価証券の種類、代用価格等」に記載の証拠金(3に記載の現金不足額を除き、有価証券により代用することが可能です。)を担保として差入れまたは預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて VaR 方式

により計算されますので、株価指数先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※ VaR 方式とは、Value at Risk 方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。

- ・ 証拠金を有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「証拠金、代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。
なお、証拠金の種類および代用有価証券の掛目は金融商品取引所および金融商品取引清算機関等の規制等または当社独自の判断によって変更されることがあります。

株価指数先物取引のリスクについて

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、株価指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額を超える場合があります。
- ・ 当社において行う株価指数先物取引には、保有可能な建玉数に上限が設定されています。上限数の設定は当社 WEB サイトの「取引ルール」からご確認ください。上限数は相場状況等により当社任意により変更を行うことがあります。※新規注文については日中立会および夜間立会における注文を合算します。
- ・ 株価指数先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。

※株価指数オプション取引を取引する場合、先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、株価指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れまたは預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが株価指数先物取引に関して発生したものでなくても、株価指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

- ・ 翌営業日の 11:30 までに証拠金を差入れまたは預託しない場合や、約諾書および

当社取引規程の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で、当社の任意で建玉の一部または全部を決済される場合もあります。なお、証券口座に入金した場合でも、証券口座の状況により先物・オプション取引口座へ振替できないことがあります。この場合、先物・オプション取引口座に振替がないと、差入れまたは預託となりません。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになり、口座にお預りの現物株式等がある場合には、当該現物株式を当社の任意で売却し、当該損失に充当する場合があります。

- ・ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、反対売買による決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- ・ 当社において行う株価指数先物取引では、お客様の申し出により、ロスカット口座の開設または一日先物取引設定を行うことで、ロスカットルールの適用を受けることができます。ロスカットルールが適用される口座では、お客様は、当社が指定する範囲内でロスカットラインを設定することができます。相場の変動により、お預かりしている証拠金額がロスカットラインを下回った場合、当社は、お客様に通知することなく、自動的に全建玉の反対売買注文を執行します。なお、ロスカット取引により発生した損失についてはお客様の負担となります。
- ・ ロスカットルールの適用を受ける場合であっても、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定していた金額を超えて差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。

株価指数オプション取引のリスクについて

株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、株価指数オプションは、市場価格が現実の株価指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の株価指数に比べて大きくなる傾向が

あり、場合によっては差入れた証拠金を上回る大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、株価指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、反対売買による決済を希望しても、それができない場合があります。

- ・ 当社において行う株価指数オプション取引には、保有可能な建玉数に上限が設定されています。上限数の設定は当社 WEB サイトの「取引ルール」からご確認ください。上限数は相場状況等により当社任意により変更を行うことがあります。

※新規建注文については日中立会および夜間立会における注文を合算します。

- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

- ・ 当社において行う株価指数オプション取引では、お客様の申し出により、ロスカット口座の開設を行うことで、ロスカットルールの適用を受けることができます。ロスカットルールが適用される口座では、お客様は、当社が指定する範囲内でロスカットラインを設定することができます。相場の変動により、お預かりしている証拠金額がロスカットラインを下回った場合、当社は、お客様に通知することなく、自動的に全建玉の反対売買注文を執行します。なお、ロスカット取引により発生した損失についてはお客様の負担となります。

- ・ ロスカットルールの適用を受ける場合であっても、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定していた金額を超えて差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。

<株価指数オプションの買方特有のリスク>

- ・ 株価指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使または転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

<株価指数オプションの売方特有のリスク>

- ・ 売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。

- ・ 売方は、証拠金を差入れまたは預託しなければなりません。また、相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れまたは

追加預託が必要となります。

※ 株価指数先物取引を取引する場合、先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、株価指数オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差入れまたは預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが株価指数オプション取引に関して発生したものでなくても、株価指数オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

- 翌営業日の 11:30 までに証拠金を差入れまたは預託しない場合や、約諾書および当社取引規程の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済される場合もあります。なお、証券口座に入金した場合でも、証券口座の状況により先物・オプション取引口座へ振替できないことがあります。この場合、先物・オプション取引口座に振替がないと、差入れまたは預託となりません。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになり、口座にお預りの現物株式等がある場合には、当該現物株式を当社の任意で売却し、当該損失に充当する場合があります。
- 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値(SQ 値)の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。

株価指数先物・オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 株価指数先物・オプション取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

株価指数先物取引および株価指数オプション取引の仕組みについて

1. 株価指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 対象指数

取引対象の株価指数は、次のとおりです(〈 〉内は上場している取引所)。

- ・日経平均株価（日経 225）〈大阪取引所〉
- ・東証株価指数（TOPIX）〈大阪取引所〉
- ・東証グロース市場 250 指数〈大阪取引所〉
- ・JPX 日経インデックス 400〈大阪取引所〉
- ・ダウ・ジョーンズ工業株平均株価（NY ダウ）〈大阪取引所〉

(2) 取引の期限

株価指数先物取引(NY ダウ先物を除く。)は、大阪取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下、同じ。）の前日に終了する取引日(日中立会終了後に設けられているセッション(夜間立会という。以下、同じ。)の開始時から翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の日中立会の終了時までの1サイクルをいう。以下、同じ。)を取引最終日とする取引(限月取引という。)に区分して行います。なお、取引最終日の売買最終時刻は日中立会における大引けまでとなります。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中立会開始時から新しい限月取引を開始します。

NY ダウ先物について

各限月取引の第三金曜日（休業日または対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中立会から新しい限月取引が開始されます。

(3) 立会区分

株価指数先物取引では、日中立会と夜間立会が行われます。夜間立会中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れまたは預託などは、当該セッションの翌日の日中立会分と併せて（取引日ごとに）行います。

※当社の都合により、夜間立会の注文受付の停止を行う場合があります。

(4) 祝日等における立会

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、株価指数先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れまたは預託などは、前日の日中立会終了後に設けられているセッションの取引分および翌日の日中立会分と併せて（取引日ごとに）行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定します。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日および1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。

実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社 WEB サイト上でご確認ください。

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、制限値幅(1日に変動し得る値幅)を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

先物価格が大幅に上昇または下落した場合には、原則として取引を一時中断する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。

(7) 取引規制

金融商品取引所または当社が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 株価指数先物取引の制限または禁止
- g. 建玉制限
- h. 建玉上限枚数の引下げ

また、取引の状況によって、当社が個別に新規建注文を制限する場合があります。

○ 決済の方法

(1) 反対売買(転売または買戻し)による決済

株価指数先物取引(一日先物取引を除く)について、買建玉または売建玉を保有するお客様は、取引最終日までに反対売買を行い、新規の買付けまたは売付けを行ったときの約定数値と反対売買を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

一日先物取引の買建玉または売建玉を保有するお客様は、新規建てを行った立会区分のレギュラーセッション終了までに反対売買を行う必要があります。

一日先物取引で返済期限までにお客様ご自身で反対売買により決済されなかった建玉について、当社は、お客様の口座において当社任意に反対売買を行います。

(2) 最終清算数値による決済(最終決済)

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付けまたは買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

2. 株価指数オプション取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は次の2種類とします(〈 〉内は上場している取引所)。

a 日経平均株価指数プットオプション <大阪取引所>

日経平均株価指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に 1,000 円を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b 日経平均株価指数コールオプション <大阪取引所>

日経平均株価指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に 1,000 円を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

日経平均株価指数オプション取引は、大阪取引所が定める限月取引に区分して行います。なお、取引最終日の売買最終時刻は日中の立会における大引けまでとなります。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中立会開始時から新しい限月取引を開始します。

(3) 立会区分

日経平均株価指数オプション取引では、日中立会と夜間立会が行われます。夜間立会から翌営業日の日中立会終了までが同一の「取引日」となります。夜間立会中に行った取引に係る証拠金の差入れまたは預託などは、当該夜間立会の翌日の日中立会分と併せて（取引日ごとに）行います。

※当社の都合により、夜間立会の注文受付の停止を行う場合があります。

(4) 祝日等における立会

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、株価指数オプション取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れまたは預託などは、前日の日中立会終了後に設けられているセッションの取引分および翌日の日中立会分と併せて（取引日ごとに）行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定します。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日および1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。

実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社WEBサイト上でご確認ください。

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、制限値幅(1日に変動し得る値幅)を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断(サーキットブレーカー制度)

株価指数先物取引の先物価格が大幅に上昇または下落した場合には、原則として株価指数先物取引が一時中断されることとなっておりますが、同時に株価指数オプション取引についても取引が一時中断されます。

(7) 取引規制

金融商品取引所または当社が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 株価指数オプション取引の制限または禁止
- h. 建玉制限
- i. 建玉上限枚数の引下げ

また、取引の状況によって、当社が個別に新規建注文を制限する場合があります。

○ 権利行使

(1) 権利行使日

株価指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌日のみです。

(2) 権利行使の指示

取引最終日に残っているすべてのオプション買い残高のうち、経済的に価値をもっている（イン・ザ・マネー）建玉に関しては自動権利行使を行いますので、お客様が手続きする必要はありません。

同時に経済的に無価値（アット・ザ・マネー）あるいはマイナスの価値（アウト・オブ・ザ・マネー）を持っているオプションに関しては、権利放棄したものとして消滅させます。

（注） イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を下回っている場合をいいます。

(3) 権利行使の割当て

金融商品取引清算機関（以下「清算機関」という。）は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当ての通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、顧客に割当てます。

（大阪取引所における株価指数先物取引および株価指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）となっています。）

○ 決済の方法

(1) 反対売買（転売または買戻し）による決済

株価指数オプション取引について、買建玉または売建玉を保有するお客様は、取引最終日までに反

対売買することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有するお客様(買方)は、売却代金を受け取り、売建玉を保有するお客様(売方)は、買付代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

株価指数オプション取引について、買方は、イン・ザ・マネーの建玉に関しては自動権利行使を行います。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることになります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格と最終清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

3. 証拠金について

証拠金は、次のように算出された総額の不足額または現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌営業日の 11:30 までに差入れまたは預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する証拠金は、必ず現金で不足額が生じた日の翌営業日 11:30 までに差し入れまたは預託しなければなりません。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額（維持証拠金）を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れまたは預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 証拠金所要額

別紙「証拠金、代用有価証券の種類、代用価格等」（維持証拠金）をご参照ください。

b 受入証拠金の総額

先物・オプション取引口座に受入れている現金と株式の代用評価額を合算した証拠金の総額です。

(A) + (B) + (C) - (D) ± (E) で計算します。

保有有価証券の代用換算額 (A)	先物・オプション取引口座でお預かりしている株式の代用評価額(現金換算の証拠金)。前取引日の終値による保有総額×評価掛目(70%)で計算します。 ただし、評価掛目は銘柄ごとに変更される場合があります。 詳細は別紙をご参照ください。
現金残高(B)	現金としてお預りしている金額 当取引日の約定分や「発注済」の代金等は加味しません。
預り増加額(C)	受渡が未到来の受取金額等です(当取引日の取引により発生した受取現金※)。 ※株価指数先物取引の返済により発生する益金 ※株価指数オプション取引の新規・返済の「売り(コール・プットどちらも)」により発生する受取り
預り減少額(D)	受渡が未到来の支払金額等です(当取引日の取引により発生した支払現金※)。

	※株価指数先物取引の返済により発生する損金 ※株価指数オプション取引の新規・返済の「買い(コール・プットどちらも)」により発生する支払い(未約定分を含みます)
先物評価損益 (E)	前取引日の清算価格で評価した株価指数先物取引の建玉(※)ごとの評価損益を合計した値です。 ※前取引日約定分までとなり、当取引日約定分は加味しません。

4. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対してお客様が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1)、(2)いずれも行われない場合

お客様の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差入れまたは預託した証拠金(お客様の現金支払予定額に相当する部分は除く。)は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託または差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者または清算機関から返還を受けることができます。

先物・オプション取引およびその委託に関する主要な用語

・ 証拠金(しょうこきん)

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差入れまたは預託する保証金をいいます。

・ 建玉(たてぎょく)

先物・オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

- ・ 買戻し
売建玉を決済する(売建玉を減じる)ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売
買建玉を決済する(買建玉を減じる)ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月(げんげつ)
取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

株価指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における株価指数先物・オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 株価指数先物・オプション取引の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 株価指数先物・オプション取引のお取引に関するお客様の金銭または建玉の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

< 株価指数先物取引に関する租税の概要 >

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 株価指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得または雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 株価指数先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されます。

< 株価指数オプション取引に関する租税の概要 >

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 株価指数オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得または雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 株価指数オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において株価指数先物・オプション取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「先物取引に関する同意書」「先物取引に関する確認書」「差換預託

に関する同意書」「オプション取引に関する同意書」「オプション取引に関する確認書」「先物・オプション取引口座設定約諾書」を差入れていただき、証券口座および先物・オプション取引口座を開設していただく必要があります。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

- ・先物・オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ご注文にあたっては、委託する取引対象および限月取引、売付けまたは買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- ・注文された株価指数先物・オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。また、株価指数先物・オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から「取引残高報告書」が交付されます。この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに下記連絡先までご連絡ください。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
連絡先	顧客サポート 0120-953-006(03-6387-3666)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119億円 (※)
主な事業	金融商品取引業
設立	1931年3月

※当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社WEBサイト上でご確認ください。

2024年5月

証拠金、代用有価証券の種類、代用価格等

1. 証拠金

先物・オプション取引に必要な証拠金の額は、VaR 方式に基づき算出した想定損失額※（以下「VaR リスク額」という。）をもとに、当社が計算した金額（以下「当社必要証拠金」という。）です。

※先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額です

必要証拠金 $(\text{VaR リスク額} \times 100\%) - \text{ネット・オプション価値の総額}(\ast)$

$(\text{現金必要証拠金} = \text{必要証拠金} \times 50\%)$

維持証拠金 $(\text{VaR リスク額} \times 100\%) - \text{ネット・オプション価値の総額}(\ast)$

最低証拠金 なし

(※) VaR リスク額は計算上、マイナスとなることがあります。その場合、VaR リスク額を 0 とみなして計算を行い、当社必要証拠金および維持証拠金は以下のとおりとなります。

- ・ ネット・オプション価値の総額がプラスの場合：0 円
- ・ ネット・オプション価値の総額がマイナスの場合：ネット・オプション価値の絶対値

(※) ネット・オプション価値の総額

買いオプションの価値の総額から、売りオプションの価値の総額を差し引くことによって求められる、オプションの清算価値です。

ご注意

- ・ 指数の変動状況によっては、必要証拠金計算時の VaR リスク額に対する掛目について最大 300%まで、現金比率については最大 100%まで、それぞれ当社の任意で一時的に引上げることができるものとします。また、維持証拠金計算時の VaR リスク額に対する掛目について最大 300%まで当社の任意で一時的に引上げることができるものとし、現金比率については、100%を上限に、当社の任意で一時的に設定できるものとします。
- ・ 一日先物取引利用時の立会時間中に適用する少額証拠金は別途定めます。

2. 代用有価証券の種類、代用価格等

証拠金を有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前取引日の時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

当社の代用適格有価証券は当社取扱市場上場の株式等です。

代用有価証券の掛目の上限は、JSCC の定めに基づき、次のとおりです。掛目は変更されることがあります。

上場株式(新興市場含む) 上場優先出資証券 子会社連動配当株 ETF・REIT・インフラファンド・ベンチャーファンド・ETN	前取引日の終値(終値がない場合は基準値段)の70%
---	---------------------------

※ 取引所等の規制により、特定の銘柄の評価掛目が変わったり、代用有価証券として不適格となったりすることがあります。

※ 取引所が上場廃止事由に該当したものとして整理銘柄に指定することを発表した場合、公表日以降代用有価証券から除外されます。ただし、国内の他の市場に上場している場合等、取引所が認める場合はこの限りではありません。

※ 株式交換、株式移転等により上場廃止となる場合、売買最終日の翌日以降は、代用有価証券の掛目は0%となります。

※ 証拠金の評価単価の基準となる市場は、2つ以上の市場に上場している場合、東証、名証、福証、札証の順とします。

※ 2つ以上の市場に上場している銘柄で、当社の指定する証拠金の評価単価の基準となる市場が JSCC の指定と異なる場合は、代用有価証券の掛目を変更することがあります。この場合の規制の適用日は、後述の「■規制の適用日」と異なる場合があります。

【代用有価証券にかかる規制措置】

当社独自の規制措置により、原則として先物・オプション取引の担保としての代用掛目を0~70%未満で評価します。

当該規制銘柄の追加および解除は当社独自の判断によるものとします。主に次の選定基準で規制銘柄を選定しています。

■ 選定日

規制を行うことを決定した日。

※規制を行うことを決定した場合、お客様サイトで連絡します。先物・オプション取引を行っているお客様は、常にお客様サイトを確認いただきますようお願いいたします。

■ 選定基準

1. 開示書類において、継続企業の前提に関する注記が付されている場合または経営に重要な影響を及ぼす事象または状況が存在する旨の記載がある場合
2. 取引所が監理銘柄に指定することを発表した場合、特別注意銘柄に指定することを発表した場合または上場廃止基準に係る猶予期間に入ることを発表した場合
3. 取引所が企業行動規範に違反したことを公表した場合

4. 特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから証拠金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例(※全ての事象を網羅するものではありません)

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚した場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により重要な業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、重要な業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が高い事象が発生した場合

5. 株価が一定の水準を下回る状況が継続している場合または流動性が乏しい状況が継続している場合

6. 当社での信用建玉状況や代用有価証券の預り状況に著しく偏りがみられる場合

■ 規制の適用日

選定日翌々週の金曜日(祝日等の場合は直前の営業日)の日中立会引け後より規制が適用となります。当該銘柄を保有される場合は、証拠金余力(率)にご注意ください。

※上記 4. の事象に該当する場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日の日中立会から適用することがあります。

上場廃止が決定し整理銘柄に指定された銘柄は取引所の公表日以降、先物・オプション取引の担保として利用できません(株式交換、株式移転等による上場廃止の場合を除く)。また、選定日から適用日までの期間内に、整理銘柄への指定が公表された場合、適用日が取引所による整理銘柄指定を公表した日に前倒しとなります。

■ 規制の解除

上記の基準に該当しなくなった場合、規制を解除します。なお、当該規制銘柄の追加および解除の情報はお客様サイト内で公表します。先物・オプション取引を行っているお客様は、常にお客様サイトを確認いただきますようお願いいたします。

また、代用有価証券規制銘柄は、お客様サイト内上部【情報検索】－【銘柄情報一覧】－「当社取引規制」をご覧ください。

【その他】

入庫した株券は、お客様サイト内上部【日本株】－【現物売(残高照会)】および【単元未満株売】画面反映後より代用有価証券として取扱います。

先物・オプション取引の証拠金の状況等により、代用有価証券および代用有価証券規制銘柄の出庫ができない場合があります(代用不適格となった整理銘柄は除く)。

以上